
第3回 飯南町議会定例会会議録 (第1日)

令和6年6月4日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

令和6年6月4日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 請願・陳情について
 - 日程第5 町長提出議案上程
 - 日程第6 町長行政報告
 - 日程第7 提案理由の説明
 - 日程第8 質疑
 - 日程第9 委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 請願・陳情について
 - 日程第5 町長提出議案上程
 - 日程第6 町長行政報告
 - 日程第7 提案理由の説明
 - 日程第8 質疑
 - 日程第9 委員会付託
-

出席議員 (10名)

- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 早 樋 徹 雄 | 2番 | 伊 藤 好 晴 |
| 3番 | 熊 谷 兼 樹 | 4番 | 内 藤 眞 一 |
| 5番 | 高 橋 英 次 | 6番 | 安 部 誠 也 |
| 7番 | 景 山 登 美 男 | 8番 | 安 部 丘 |
| 9番 | 平 石 玲 児 | 10番 | 戸 谷 ひ と み |
-

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 藤原一也 書記 山本友梨子

説明のため出席した者の職氏名

町長	塚原隆昭	副町長	曾田卓文
教育長	大谷哲也	教育次長	石飛幹祐
総務課長	永井あけみ	防災危機管理室長	田村剛
まちづくり推進課長	藤原清伸	住民課長	野津史昭
保健福祉課長	安部農	福祉事務所長	門脇貴子
産業振興課長	深石尚志	産業振興課総括監	本間康浩
建設課長	森山篤	基幹支所長	長島淳二
病院事務長	高橋克裕	会計管理者	高木ゆかり
		代表監査委員	那須照男

欠席した職員の氏名

なし

午前9時00分開会

○議長（早樋 徹雄） みなさんおはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回飯南町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、3番、熊谷兼樹議員、4番、内藤眞一議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

5月29日、議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、委員会の報告を求めます。2番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） おはようございます。

去る5月29日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議しましたので報告します。

会期は、本日から6月14日までの11日間とします。

日程であります。本日はこの後、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行った後、委員会付託を行います。5日と6日は休会とし、7日に本会議を再開し、一般質問を行います。8日と9日は休会とします。10日から13日まで各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。最終日14日は、午前9時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行って閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

先ほど議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は、本日6月4日から14日までの11日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日6月4日から14日までの11日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、諸般の報告をいたします。

3月定例議会以降、本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表をお手元に配付しております。

このうち、3月26日に開催された雲南市・飯南町事務組合議会定例会での概要は、議員のお手元に配付しております資料のとおりです。提案された議案は全て可決されております。

これらの関係書類につきましては、事務局に提示してありますので、ご覧ください。

次に、現金出納検査結果報告をいたします。監査委員から3月定例議会以降、本日までに実施されました現金出納検査の結果報告がありました。本日、代表監査委員の出席

がありますので、説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。おはようございます。

そういたしますと、去る5月23日、令和6年4月期の現金出納検査を執行いたし、その結果を議長あてに提出いたしておりますので、朗読して検査報告にかえたいと思います。

飯 監 第 2 号

令和6年5月23日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

現金出納検査報告書

第1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和6年4月分の現金出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第2 検査の結果

1. 飯南町の令和6年4月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認められる。

2. 留意改善を要する事項 なし

第3 その他 なし

なお、収支月計報告書につきましては、別紙添付しておりますが、計数につきましては朗読を省略いたしますので、ご覧いただきたいと思っております。以上で、検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 請願・陳情について

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

本日までに、請願1件、陳情1件を受理しております。請願文書表と陳情文書表及び請願・陳情書の写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。

請願第1号「訪問介護の基本報酬引き下げ撤回等と、介護報酬引き上げの再改定を早急に求める意見書の提出について」及び、陳情第1号「訪問介護に関する陳情」については、総務厚生常任委員会に付託して、会期中の審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号及び陳情第1号は、総務厚生常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程第5 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、報告第4号から報告第9号及び承認第1号から議案第48号までの15議案を、一括上程いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午前9時10分休憩

.....
午前9時11分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第6、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。おはようございます。

本日、令和6年第3回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりまして厚くお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、3月28日に広島市役所を会場として、広島市の松井市長と広島広域都市圏に関する連携協約を締結いたしました。

今回の連携協約では、本町及び川本町が参画することになり、この広域都市圏は広島県、山口県及び島根県の3県にまたがる30市町で構成されることになりました。

この連携において、地域資源を圏域全体で活用する様々な施策を展開されていますが、本年度の新たな取組として、各地域で活動される様々な団体が連携市町間を移動する際に公共交通機関を利用する場合、その経費を補助する事業が始まっております。

広島市は、連携市町からの新たな連携事業を積極的に募っていらっしゃることから、町としましても、町民の皆様にとってメリットのある施策を検討し、提案してまいりたいと考えております。

次に、物価高騰対策に伴う個人住民税の定額減税についてであります。

国による「デフレ完全脱却のための総合経済対策」により、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための一時的な措置として、本年度に個人住民税の所得割が課税される方に対し、定額減税を行うこととされました。

減税の対象となる方には、個人住民税の税額通知に減税額を表記してお知らせすることとしていますので、申請手続きは必要ありません。

なお、今回の減税による個人住民税の減収分は、地方特例交付金により全額が国から補填されます。

また、本年分の所得税の定額減税につきましては、給与所得者では6月以降に源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されるなどの方法で進められます。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針にもとづき、主要な施策について申し上げます。

最初に、自治・協働についてであります。

はじめに、総合振興計画の策定についてであります。

5月17日に住民、各種団体、有識者などで構成する「第3次飯南町総合振興計画等策定委員会」を開催し、現行の総合振興計画に掲げる主要施策や総合戦略の進捗状況について、事業効果の検証や、施策に対する様々なご意見をいただいたところであります。

令和7年度からの第3次総合振興計画の策定につきましては、現在、検討を進めておりますが、策定に向けて、広く町民の皆様のご意見を伺いたいと考えております。

その一環として、来月上旬から下旬にかけて、公民館単位による5地区を会場として、町政座談会を開催いたします。詳細につきましては、改めて周知させていただきますが、今後、各種のまちづくり施策について、忌憚のないご意見をいただきたいと考えており

ます。

次に、教育・文化・子育てについてであります。

はじめに、不登校児童生徒の支援についてであります。

本年度から、不登校や不登校傾向の児童生徒の学習支援体制を充実するため、来島保健センター内に飯南町教育支援教室「めだかの教室」を開設しました。

現在、学習を見守る指導員と、子どもや保護者の相談に応じる相談員を配置し、小・中・高校生を対象に週2日開設しております。一人ひとりに合わせた学習や体験活動など、学校と相談しながら柔軟に対応することで、利用者も落ち着いて活動できています。

今後も関係者で組織する「飯南町特別支援相談ネットワーク」や学校関係者と連携し、個々の状況に応じたきめ細かな指導助言を行い、良好な関係性を築きながら利用する子どもたちをサポートしてまいります。

次に、飯南高校の魅力化についてであります。

昨年度は、県外生対象のオープンハイスクールや従来の説明会等をコロナ禍以前と同様の形で実施しましたが、本年度の入学生は47名であり、そのうち県外からの入学生は5名でした。

これにより、全校生徒数は166名で、町内生86名に対して町外生80名、町外生の内訳は県外16名、県内64名となりました。近年は、町外からの入学により一定の生徒数を確保していましたが、町外生が町内生を下回る状況となり、全体の生徒数は減少傾向にあります。

この結果を受け、本年度は今まで案内等を行っていなかった三次市等の近隣市町の中学校に出向いて、生徒募集を行っており、先月17日には例年より早い段階での学校説明会を開催するなど、新たな取組も進めております。

高校と地域・社会・行政との連携により飯南高校の魅力化を進めるとともに、高校の安定的な生徒数の確保に向け、しっかりと取り組んでまいります。

次に、みらい人材育成事業についてであります。

先月30日から31日にかけて、みらい人材育成事業として、本町の児童生徒と島根大学に短期留学しているミシガン州立大学の留学生が交流事業を行いました。

当日は志々小学校、頓原中学校、飯南高校の子どもたちが外国語活動やICT授業の体験を行い、一緒に学校給食を食べ、教室の掃除をするなど、留学生との交流を深めることができました。

この交流事業をきっかけとして、本町の子どもたちが異文化や多様性を肌で感じ、視野の広い人材の育成につながることを期待しております。

次に、国スポに向けたソフトボール競技の体制整備についてであります。

先月26日、頓原町民野球場において、50歳以上が対象となる「全日本実年ソフトボ

ール島根県予選大会」が開催されました。

この大会は、本町で育成が進められている公認審判員や記録員が主体となって運営され、2030年島根かみあり国民スポーツ大会に向けた貴重な経験の場となりました。

町としても、引き続き競技団体と連携して、大会運営に必要なマンパワーの確保と技術力の向上をサポートし、今後必要な施設整備を計画的に進めてまいります。

次に、産業についてであります。

はじめに、農業の振興についてであります。

深刻な課題となっている担い手不足につきましては、赤来地域で活動されてきました「赤来担い手連絡協議会」と、頓原地域で活動されてきました「頓原集落営農組織連絡協議会」が、来月を目途に合併される運びとなっております。

町内の担い手組織等のネットワークを通じ、営農技術や経営ノウハウ等の情報交流を図ることによって、担い手組織等の事業や運営が活性化され、担い手の育成支援の充実や町内の農業・農村の継続的発展に繋がるものと期待しております。

園芸につきましては、産地直売所における価格表示の2段バーコード発行機への切り替えに係る利用者の負担軽減対策として、その更新に対し、雲南農業振興協議会を通じて支援してまいります。

また、食品衛生法の改正に伴い、漬物の製造及び販売には、営業許可が必要となりました。

事業の継続が困難な事業者もあると想定されることから、当該事業者が法改正に対応するため漬物製造に要する施設整備を行う際に補助を行いたいと考えており、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、畜産の振興についてであります。

本年3月に日本を訪れた外国人観光客は308万人に達し、月単位では過去最高になっています。歴史的な円安とコロナ禍で停滞していた外国人観光客の回復もあり、インバウンド需要が回復しつつある中、神戸牛等のブランド牛が先行する形で値上がりしており、今後、他産地における和牛の値上がりも期待できると思っております。

そうした中、令和9年に北海道で開催される次期全国和牛能力共進会に向けて、先月31日に飯南町出品対策協議会総会が開催されました。優良牛の地域内確保による生産基盤の強化を促進し、本町の出品牛が島根県代表を勝ち取り、本選で日本一となるよう関係者が一丸となって取り組んでまいります。

次に、林業の振興についてであります。

「森林環境譲与税」は、間伐、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発などに充てるために、令和元年度から交付されておりますが、この財源として、本年度から個人住民税均等割と併せて、国税として一人当たり年額1,000円が「森林環境税」と

して徴収されます。

本年度は「森林環境譲与税」を活用し、原木の搬出などに必要となる林業専用道の整備、伐採後の再造林、造林木を育成するための下刈りや間伐などの支援を引き続き行ってまいります。

次に、くろもじを活用した新商品の開発についてであります。

くろもじは「和の香木」として古くから親しまれ、和菓子などに付く高級楊枝などに利用されています。

この度、飯南町観光協会では、本町に自生するくろもじを原料としたお香「くろもじくゆり」と、大容量版の「くろもじくゆりのもり」、名刺入れの中などに入れる名刺香「くろもじふわり」を商品化しました。

先月2日には県庁に出向き、丸山知事にも新商品の紹介を行ったところです。知事も、持参したくろもじの枝や葉から発せられる、さわやかで優しい香りに高い興味と関心を示されていました。

現在、町外では出雲大社前神門通りにあるビームスジャパン出雲や出雲空港などで販売されており、今後、松江市の島根県物産観光館や東京都の日比谷しまね館などでの販売も計画しております。

この町有資源であるくろもじの商品化により、本町の豊かな自然を感じていただき、森林セラピーなど町内への誘客に繋がることを期待しております。

次に、ぼたんまつりについてであります。

先月3日から12日までの10日間、赤名観光ぼたん園で「飯南町ぼたんまつり」が開催されました。園内には大輪のぼたんが赤や白、ピンク、黄色と色とりどりに咲き誇り、多くの方に訪れていただきました。遅咲きのぼたんとして大型連休後半には満開となり、町内県内はもとより広島など県外ナンバーの車も多くみられ、町外の方々にも、春の飯南町の魅力を楽しんでいただけたことと思います。

先月12日のメインイベント当日は、あいにくの天候となりましたが、降りしきる雨の中、元気いっぱいのおよさこい踊りや特産品抽選会などで盛り上がり、約1,900人の人出で賑わいました。

次に、やまなみ街道クライムライドについてであります。

今月23日に、サイクリングイベント「やまなみ街道クライムライド2024」が、飯南町観光協会の主催により開催されます。

スタート地点の道の駅赤来高原から谷地区を下り、美郷町、大田市、出雲市、雲南市を經由し国道54号を上がって本町へ帰るルートで、総延長143キロ、高低差400mの過酷なコースに約100人のサイクリストが挑み、自然豊かなやまなみ街道、夏の島根路を走破します。

町民の皆様には、大会概要やコースをご案内しておりますが、沿道からのご声援をお願いいたします。

次に、志津見ダム周辺地域の活性化対策についてであります。

本町は、志津見ダムを活用した取組として、平成 28 年度から「ダム貯蔵酒」の試行を重ねておりました。本年度からは、松江市の李白酒造有限会社が製造された日本酒を貯蔵し、販売されることに決定いたしました。

4 月には約 1,500 本の日本酒をダム堤体内へ、関係者や地域住民と搬入いたしましたが、約半年の貯蔵を経て、秋のコスモス祭から順次販売される予定となっております。

この取組を通じて、地域の魅力発信だけでなく、志津見ダムを通じた上下流域の交流が促進されることを期待しております。

「ポピー祭」につきましては、今年 9 日、東三瓶フラワーバレーにおいて開催いたします。昨年度は約 5 千人の来場者があったことから、今回も多くの方に来場いただくと期待しております。

次に、ふるさと応援寄附金についてであります。

昨年度の寄附額は、1 億 8 千 4 百万円余であり、過去最高であった令和 2 年度の 2 億 4 千 9 百万円余に次ぐ寄附額となりました。寄附いただきました皆様に深く感謝申し上げます。

今後も「関係人口」と言われる飯南町ファンや出身者などに対する情報発信の強化に努めるとともに、多くの方に賛同いただけるような魅力ある施策への活用に努めてまいります。

次に、保健・福祉についてであります。

はじめに、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてであります。

本年度のワクチン接種につきましては、秋から冬にかけての定期接種となり、対象者は「65 歳以上の方」と「日常生活が極度に制限される疾病をお持ちの 60 歳から 64 歳までの方」で、一人当たりの接種費用は 1 万 5 千円程度となる見込みであります。

このことから、町民の皆様の負担を軽減するため、国の補助に加えて町からの補助を行うこととしており、ワクチン代に相当する個人負担 3,000 円で接種が出来るよう準備を進めております。

来月中旬より希望調査を行い、希望者には 9 月に予診票と接種券を郵送する予定ですが、詳細につきましては、改めて町民の皆様に周知いたします。

次に、介護福祉士の人材確保についてであります。

介護福祉士の人材不足が深刻な課題となっている中、外国籍の特定技能実習生の雇用について、特別養護老人ホーム「あかぎの里」では、先月より新たに 2 名が雇用され、昨年度の採用を含めて計 5 名の雇用、「愛寿園」では昨年雇用された調理職 2 名に加えて

来月介護職2名を雇用され、計4名となる予定と聞いております。

また、3年後の就労を見据え、5名の外国人学生を町内福祉事業所が新たに受け入れ、医療福祉専門学校で本年度から3年間学ばれると伺っております。

既に受け入れている学生を含めると、本年度は6名の外国人学生を町内で受け入れている状況であります。

外国人材だけでなく、小・中・高校生やその保護者へも介護職の魅力を発信し、1人でも多くの担い手を確保するよう取り組んでまいります。

次に、今後の高齢者福祉事業のあり方についてであります。

持続可能な高齢者福祉事業を維持するための今後の方向性を検討するため、専門業者に現状の調査やデータ分析を依頼しておりましたが、その報告書が3月末に完成しました。

飯南町高齢者福祉基本計画検討委員会へ提示し、先月末には町内で特別養護老人ホームを運営している2つの福祉法人、飯南町社会福祉協議会及び友愛会の理事会においてもその説明をしたところであります。

両法人には、今後の運営や体制についての協議をお願いしており、住民が最期まで住み慣れた地域で生活できる施設サービスの提供に向けて、両法人を含む関係機関と連携して向かうべき方向性が見いだせればと思います。

次に、飯南病院での自動再来受付機の運用開始についてであります。

飯南病院におきましては、患者様ご自身で診療の受付を行っていただける自動再来受付機の運用を、先月から開始しております。

運用開始時の混乱が生じないように、案内を行う職員を配置するなどの対応をとっておりましたが、他の医療機関でも導入されていることなどもあり、大きな混乱はなく、比較的スムーズにご利用いただけていると思っております。

自動再来受付機の導入は、患者様、町民の皆様の利便性向上や病院運営の効率化、今後懸念される職員不足などに対応していくための取組の一環であり、これからも身近な部分からの業務改善や医療におけるデジタル活用など、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、障がい者福祉の推進についてであります。

本年3月、障がい者のための基本的な理念や施策の方向性を示す「飯南町障がい者福祉計画」を策定しました。

この計画は、本年度から令和11年度までの6年間を計画期間とする第4期の計画であり、これまでの障がい福祉施策の現状や、障がい者ご本人、またそのご家族の意向などを把握することにより、今後の障がい者福祉施策を総合的、計画的に推進するものです。

この計画は、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」も兼ねており、障がい者や

障がい児の地域生活を支援するためのサービス提供や、障害福祉サービス等に係る目標や供給量の見込みを盛り込んでおります。

基本理念である「支え合い 自分らしく いきいきと暮らせる共生社会の実現」を目指して、一体的に障がい者施策の推進に取り組んでまいります。

次に、生活環境についてであります。

はじめに、消防操法大会についてであります。

コロナ禍により令和2年度から中止されていましたが島根県消防操法大会が、来月7日に島根県消防学校で開催されます。

5年ぶりの開催となりますが、この間、今後の消防操法大会についての見直しがあり、本年度以降は隔年開催とし、実施種目も全国大会の開催種目に合わせて、「小型ポンプの部」又は「ポンプ車の部」のいずれか1種目のみとなりました。

本年度は小型ポンプの部が開催され、本町からは第8分団が出場予定です。出場される選手並びに団員の皆様には、練習の成果を十分に発揮し、健闘されることを期待しております。

次に、公営住宅の整備についてであります。

新たな公営住宅の整備として取り組む、頓原地内での単身用住宅の整備につきましては、明日5日に入札を行う予定であります。

金額的に議決を要する案件となりますので、今定例会の会期中に議会の同意を得る手続を経て工事に着手し、年度内完了を目指してまいります。

次に、災害復旧事業についてであります。

令和3年7月豪雨災害の復旧工事の進捗状況につきましては、全体で195件の復旧工事がありましたが、先月末時点での未完了は河川災害3件と林道災害8件となり、それらも年度内に全て完了する見込みとなりました。

昨年度に発生した災害復旧工事につきましては、全体で13件の復旧工事がありますが、先月末時点で8件が完了し、残工事が農業用施設災害3件、河川災害2件となっており、令和3年度災害と併せ、年度内完了を目指して事業推進に努めてまいります。

次に、町道頓原長谷線道路改良についてであります。

この改良につきましては、先月から頓原農村環境改善センターみせん入り口付近の交差点改良工事に着手しており、今月からは全面通行止めの規制をかけての工事を開始しております。

規制につきましては、9月末までと長期にわたり多大なるご迷惑をおかけいたしますが、できる限り早期に解除できるよう努めてまいりますので、町民の皆様にはご理解ご協力をお願いいたします。

次に、令和6年度一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、本年度より自己負担となるコロナウイルスワクチン接種助成に1千6百万円余、食品衛生法改正に伴う漬物事業者への支援、サツマイモ生産拡大への支援として園芸振興対策事業に1千万円余、福祉避難所である保健福祉センターのLED化等改修工事に8百万円余など、総額5千6百万円余を計上しております。

今回提案いたします議案等は、令和5年度繰越明許費の報告など報告案件6件、専決処分の承認案件2件、条例改正、財産の取得など議決を要する案件2件、令和6年度飯南町一般会計補正予算(第1号)など、予算関係5件であります。

以上、ご報告申し上げましたが、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。

何とぞ慎重にご審議の上、適切なお議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） ここで、休憩をいたします。15分間休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で10時5分といたします。

午前 9時47分休憩

.....
午前10時05分再開

日程第7 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第7、提案理由の詳細説明を行います。

報告第4号、議会の委任による専決処分の報告について及び報告第5号、同じく議会の委任による専決処分の報告についての2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。報告第4号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項）和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和6年6月4日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。専決処分書です。専決第4号。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和6年4月8日。飯南町長。

記。

1. 相手方。島根県飯石郡飯南町 個人。
2. 損害賠償の額。金 66,000 円。
3. 事故の概要。令和6年1月24日午前5時30分頃、飯南町八神地内町道与一原立神線の除雪中において、除雪車が方向転換のためバックした際に後輪から相手方の宅地内へ転落し、倉庫の壁に接触し損傷したものです。この事故の際、運転者にけがはございませんでした。

今後も安全な作業実施を徹底いたしまして、再発防止に努めてまいりたいと思っております。次のページには示談書をつけております。ご確認ください。報告第4号についての説明は以上です。

続きまして、報告第5号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項）和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和6年6月4日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。専決処分書です。専決第5号。和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和6年4月15日。飯南町長。

記。

1. 相手方。島根県飯石郡飯南町 個人。
2. 損害賠償の額。金 95,093 円。
3. 事故の概要。令和6年3月21日午前9時50分頃、飯南町上来島地内国道54号において、町道除雪を終えた除雪車に給油した後、除雪車車庫へ向かう途中に右後輪に装着したタイヤチェーンの留め具が外れ、飛散した一部が対向車線を走行していた相手方車両のフロントバンパーを直撃し破損したものです。この事故の際、相手方運転者にけがはございませんでした。

今後もチェーンの取付け状況など、安全点検を徹底いたしまして、再発防止に努めてまいりたいと思っております。次のページには示談書をつけております。ご確認ください。報告第5号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、報告第6号、令和5年度飯南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、及び報告第7号、令和5年度飯南町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての2

議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。報告第6号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり繰り越したので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年6月4日 提出。飯南町長。

1ページをお願いします。令和5年度飯南町一般会計繰越明許費繰越計算書です。それぞれ、繰越事業と財源内訳を記載しております。合計額をご覧ください。

一般会計の繰越事業は12事業で、昨年度の18事業より減少しています。また繰越総額についても、1億9,700万円余であり、災害復旧事業と乳用牛生産振興事業来島牧場の完了に伴いまして大幅に減少しております。その財源内訳については合計欄をご覧ください。既収入特定財源2万3,000円、国県支出金1億2,549万4,000円、町債3,690万円、その他特定財源615万9,000円、一般財源2,900万4,000円です。

続いて、2ページをお願いします。繰越事業の進捗状況について記載をしています。進捗状況の欄には契約済みか否か、また事業の内容や完了予定月等を記載しております。全12事業ですが、災害復旧関係など43件の契約があり、その半数を占める災害復旧事業については10件が完了し、残り13件も本年中の竣工を目指し、復旧作業を進めているところです。報告第6号については説明は以上です。

続きまして、報告第7号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により、別紙事故繰越し繰越計算書のとおり繰り越したので、同法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により議会に報告する。

令和6年6月4日 提出。飯南町長。

1ページをお願いします。令和5年度飯南町一般会計事故繰越し繰越計算書です。事故繰越しとなる事業は公共土木災害事業1事業であり、工事箇所が地域的に集中し、労務者の手配に不測の日数を要したことにより、繰越した予算を再度、翌年度へ繰り越すものです。

繰越総額は8,535万5,790円であり、昨年度の5億3,500万円余から大幅に減少しています。その財源内訳については、合計欄をご覧ください。国県支出金8,057万6,000円。町債430万円。一般財源47万9,790円です。

続いて2ページをお願いします。繰越事業の進捗状況について記載をしています。本災害復旧事業は8件全て契約済みであり、既に5件が完了し、残り3件も早期完了を

目指し、工事を進めております。報告第7号について、説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、報告第8号、令和5年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書の報告について、及び報告第9号、令和5年度飯南町下水道事業会計繰越計算書の報告についての2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。報告第8号について説明します。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和5年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月4日 提出。飯南町長。

次のページです。令和5年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書について説明します。地方公営企業法第26条第1項の規定による繰越額です。合計欄をご覧ください。繰越事業は5事業、繰越の総額は6,715万1,000円となっており、その財源につきましては、企業債4,570万円、国庫補助金1,480万円、工事負担金542万8,000円、損益勘定留保資金122万3,000円となっております。

次のページです。5月31日時点の繰越事業進捗状況です。進捗状況の欄には、契約済みか否か、完了予定月について記載しています。

繰越は、建設改良費5事業で、宇山地区送水設計業務と、赤名石綿管更新工事については、契約済みで12月完了を予定しています。次の栗屋谷農道改良工事と頓原長谷線改良工事に伴う水道管支障移転については、契約済みで、9月完了を予定しています。

次の弓取農道改良工事に伴う水道管支障移転につきましては、6月に契約し、12月完了を予定しています。報告第8号の説明は以上です。

続いて報告第9号について説明します。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、令和5年度飯南町下水道事業会計繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月4日 提出。飯南町長。

次のページです。令和5年度飯南町下水道事業会計繰越計算書について説明します。合計欄をご覧ください。繰越事業は2事業、繰越の総額は707万3,000円となっており、その財源につきましては、企業債170万円、工事負担金527万4,000円、損益勘定留保資金9万9,000円です。

次のページをお願いいたします。5月31日時点の繰越事業進捗状況です。進捗状況の

欄には、契約済みか否か、完了予定月について記載しています。

建設改良費 2 事業で、弓取農道改良工事に伴います支障移転設計業務は 5 月に完了済みであり、町道頓原長谷線改良工事に伴います支障移転工事につきましても 4 月に完了済みとなっております。報告第 9 号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。承認第 1 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求めら

記。（処分事項）飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について。

処分年月日、令和 6 年 3 月 31 日。

令和 6 年 6 月 4 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いいたします。専決第 1 号、専決処分書です。

飯南町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 31 日。飯南町長。

続きます 1 ページより改正文を付けておりましたが読み上げのほうは省略させていただき、12 ページの説明資料において説明を行いたいと思います。12 ページの方をお願いいたします。

一つ目、提案理由です。地方税法等の一部改正に伴い、飯南町税条例の一部を改正するものです。

二つ目、改正条例の概要です。主なものを説明します。

まず、(1) 公益信託の見直しによる所得税法改正に伴う規定の整備、削除になります。

続いて、(2) 職権による減免を可能とする規定の追加です。対象となるのは、町民税、固定資産税及び特別土地保有税となります。なお、特別土地保有税については、平成 15 年度以降の課税が停止されております。

続いて、(4) 令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の新設となります。

続いて、(5) 令和 6 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設。

(6) 令和 7 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の新設。

(7) 特別税額控除額の算定に用いる「所得割の額」について、当該規定適用後のも

のとなるよう読替規定の追加です。

この（５）から（７）につきましては、令和６年度の個人住民税における定額減税の実施にあたり、必要な措置を定めたものとなります。

続いて、（９）認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用することができることとする規定の新設になります。

続いて、（１０）法律改正に合わせた固定資産税特例措置等の期間延長になります。

そのほかについては、項ズレ等の反映を行っております。

続いて、３の施行期日になります。原則施行日は令和６年４月１日となります。

なお、２の（１）公益信託の見直しに関するものは、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の１月１日としております。

また、２の（３）私立学校法の改正に伴うものは、令和７年４月１日を施行期日としております。

次の１４ページからは新旧対照表をつけておりますので、ご確認ください。承認第１号についての説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、承認第２号、専決処分の承認を求めることについて（令和５年度飯南町一般会計補正予算（第１０号））を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○副町長（曾田 卓文） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 曾田副町長。

○副町長（曾田 卓文） 番外。承認第２号について説明いたします。

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記。（処分事項）令和５年度飯南町一般会計補正予算（第１０号）について。

処分年月日、令和６年３月３１日。

令和６年６月４日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。専決第２号について説明します。令和５年度飯南町の一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億６,５２９万１,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８１億９６０万３,０００円と定める。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月31日 専決。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ、第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方特例交付金。既決額に63万円を追加し、133万円。

款、地方交付税。既決額に2億1,621万円を追加し、43億1,652万7,000円。

款、県支出金。議決額から1,075万5,000円を減額し、6億2,283万4,000円。

款、財産収入。既決額に534万円を追加し、1億3,204万円。

款、寄付金。既決額に576万6,000円を追加し、1億9,818万7,000円。

款、繰入金。既決額から4,880万円を減額し、2億70万円。

款、町債。議決額から310万円を減額し、7億3,370万円。

歳入合計。既決額に1億6,529万1,000円を追加し、81億960万3,000円。

ページをおめくりください。3ページ、歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、総務費。既決額に1億8,115万5,000円を追加し、16億7,630万5,000円。

款、農林水産業費。既決額に321万7,000円を追加し、7億1,077万円。

款、災害復旧費。既決額から1,908万1,000円を減額し、1億5,404万8,000円。

歳出合計、議決額に1億6,529万1,000円を追加し、81億960万3,000円です。

ページをおめくりください。4ページ目。第2表 繰越明許費補正追加です。

款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳臨時管理費。1,051万5,000円。

これはマイナンバーカードへのローマ字表記等に関わるシステム改修について、国からのシステム要件定義が遅れたことにより、やむを得ず繰越したものです。

ページをおめくりください。5ページ、第3表 地方債補正変更でございます。

起債の目的、農林水産施設災害復旧費。変更前限度額に対し310万円減額し、変更後限度額380万円。これは災害復旧工事に関わる補助金の確定に伴う財源変更によるものです。

起債の方法、利率、償還の方法は変更前と同じです。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） 番外。

続いて、事項別明細書、7ページ、1総括、お願いします。

歳入は説明を省略し、歳出について、歳出合計の補正額の財源内訳は、国県支出金、2,588万7,000円の減。地方債、310万円の減。その他特定財源1,110万6,000円の増。一般財源、1億8,317万2,000円の増です。

続いて、8ページをお願いします。2歳入です。

本専決におきましては歳出事業の確定によりまして、事務手続上必要な交付金、補助金、起債事業の精算に係る必要最小限の補正としております。

はじめに、歳入につきまして概要を説明します。

款、地方特例交付金、項目ともに、新型コロナウイルス感染対策、地方税減収補填特別交付金については交付額決定に伴う計上です。

続いて、款、項、目、いずれも地方交付税です。特別交付税は交付決定によるものですが、大幅な増額決定となりました過去2年間に次ぐ、2億1,600万余の補正額となり、これにより、特別交付税総額は6億1,600万円余となっております。これは昨年同様、災害による特別措置や物価高騰対策などへの対処があったものと考えておりますが、島根県町村会とも共同して、国や県への要望活動を実施してきたことも構想しており、大幅な増額補正となり、この財源により、基金への戻入れを行うこととしております。

続いて、款、県支出金、項、県補助金、目、災害復旧費補助金については、いずれも農林業災害事業確定に伴う補助金の増減となっております。

続いて、9ページお願いします。

款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金は、基金運用益の確定による増額。

続いて、款、項とともに寄付金、目、指定寄付金は、ふるさと納税の増額によるもの。

続いて、款、繰入金、項、基金繰入金は、特別交付税の増額に伴い基金の戻入れを行うもので、減債基金は、全額まちづくり基金は一部を戻入れを行います。

歳入最後となる、款、項、町債、目、災害復旧債は、災害復旧補助金確定に伴う起債額確定による減額です。歳入については以上です。

続いて、10ページ歳出です。

款、総務費、項、総務管理費、目、基金費は、特別交付税を財源として、減債基金にふるさと納税の増額により、ふるさと応援基金に基金運用益の確定により、若者女性応援基金にそれぞれ積立てを行うものです。

続いて、款、農林水産業費、項、林業費、目、林業振興費は、事業費確定に伴い、森林環境譲与税の余剰分について積立てを行うものです。

なお、令和6年度予算においては、森林環境譲与税基金を基金として創設し、積立金を予算計上していますので、今後は基金として管理を行います。

○建設課長（森山 篤）

続いて、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農地災害復旧費、現年補助農地災害復旧事業及び、目、農業用施設災害復旧費、現年補助農業用施設災害復旧事業、並びに目、林道災害復旧費、過年補助林道災害復旧事業、この3事業につきましては、事業費確定によります工事請負費の減額及び補助金額確定による財源変更です。

続いて、予算書 11 ページ。目、農林水産業施設災害復旧費、農林水産業施設災害復旧応急復旧につきましては、令和5年度、激甚災害指定となったことによる査定設計費補助金交付を充てるため財源変更するものです。承認第2号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第42号、飯南町生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（野津 史昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 野津住民課長。

○住民課長（野津 史昭） 番外。議案第42号について説明いたします。

飯南町生活改善センターの設置及び管理に関する条例(平成17年飯南町条例第88号)を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月4日 提出。飯南町長。

続く1ページに改正文をつけておりますが、読み上げのほうは省略させていただき、2ページの説明資料において説明いたします。2ページをご覧ください。

1. 提案理由。公共施設等総合管理計画に基づき、飯南町生活改善センターを老朽化等により解体することに伴い、条例を廃止するものです。

2. 廃止の概要。各種行事関係での使用など、高橋生活改善センターの機能を改修した飯南町ふるさと回想館に統合することに伴い、この条例を廃止する。

3の施行期日に関しましては、令和6年7月1日としております。議案第42号についての説明は以上となります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第43号、財産（消防軽積載車）の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（田村 剛） 番外。議案第43号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年飯南町条例第48号)に基づき、別紙のとおり財産を取得したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月4日 提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。別紙です。

- 1 取得の内容。消防軽積載車2台。
- 1 取得の目的。消防軽積載車の整備。
- 1 取得の方法。指名競争入札。
- 1 取得金額。一金1,645万6,000円。(うち消費税相当額149万6,000円。)
- 1 契約する相手の住所及び名称。島根県松江市東朝日町233番地4。株式会社吉谷代表取締役 長見秀男。

次のページをご覧ください。入札状況書です。

事業名、令和6年度飯南町消防軽積載車購入事業。入札の日時、令和6年4月24日水曜日午前9時30分。落札金額、1,496万円。入札の方法、指名競争入札。落札者、島根県松江市東朝日町233番地4 株式会社吉谷 代表取締役 長見秀男。

順位等をご覧のとおりです。落札率は91.00%でした。

落札金額に消費税相当額を加えた額が仮契約の金額となります。仮契約金額は1,645万6,000円です。

次の3ページに物品売買仮契約書の写しをつけていますので、ご覧ください。

なお、購入車両につきましては、第2分団1台、谷地区、及び第6分団1台、奥畑地区の車両を更新するものです。議案第43号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第44号、令和6年度飯南町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（曾田 卓文） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 曾田副町長。

○副町長（曾田 卓文） 番外。議案第44号について説明します。

令和6年度飯南町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,613万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81億1,075万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月4日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。2ページ、第1表、歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、国庫支出金。補正前の額に1,107万6,000円を追加し、5億8,421万円。

款、県支出金。補正前の額に1,717万円を追加し、5億5,240万6,000円。

款、繰入金。補正前の額に300万円を追加し、6億3,630万円。

款、繰越金。補正前の額に648万5,000円を追加し、1,148万5,000円。

款、諸収入。補正前の額に1,100万円を追加し、1億7,693万5,000円。

款、町債。補正前の額に740万円を追加し、11億610万円。

歳入合計。補正前の額に5,613万1,000円を追加し、81億1,075万9,000円。

ページをおめくりください。3ページ、歳出です。同じく、款の合計金額を読み上げます。

款、議会費。補正前の額から5万1,000円を減額し、6,492万8,000円。

款、総務費。補正前の額に3,153万円を追加し、16億6,632万4,000円。

款、民生費。補正前の額から956万1,000円を減額し、14億4,335万8,000円。

款、衛生費。補正前の額に1,555万4,000円を追加し、8億5,630万3,000円。

款、農林水産業費。補正前の額に1,671万2,000円を追加し、8億2,102万8,000円。

款、商工費。補正前の額から230万6,000円を減額し、4億4,996万8,000円。

款、土木費。補正前の額から2万7,000円を減額し、8億5,700万6,000円。

款、教育費。補正前の額に428万円を追加し、4億9,650万6,000円。

歳出合計。補正前の額に5,613万1,000円を追加し、81億1,075万9,000円。

ページをおめくりください。4ページ、第2表 債務負担行為補正、追加です。

事項、医療及び福祉従事者確保対策助成金（令和7年度分）。期間、令和7年度から令和10年度まで。限度額1,450万円。

事項、医療及び福祉従事者確保対策助成金（令和7年度分）保育士分。期間、令和7年度から令和10年度まで。限度額580万円。これらの追加については、令和7年度から医療及び福祉従事者を目指す学生への助成金です。

上段のほうは看護師2名、介護福祉士3名、計5名分を想定しております。また、下段の保育士のほうは、4年制大学2名分を想定して、債務負担行為を追加しております。

ページをおめくりください。5ページ、第3表 地方債補正。まず追加です。

起債の目的、拠点施設整備事業債。限度額710万円。保健福祉センター大規模改修に充てるものです。

続いて、変更です。起債の目的、公有林整備事業債。変更前限度額に対し30万円増額し、変更後限度額140万円。これは造林事業標準単価等の改定による事業費の増に伴う

ものです。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） はい、番外。

事項別明細書ですが、めくっていただきまして、7ページ。1総括。歳入については説明を省略し、8ページ、歳出です。

歳出について、歳出合計の補正額の財源内訳については、国県支出金が2,824万6,000円の増。地方債740万円の増。その他特定財源1,400万円の増。一般財源648万5,000円の増です。

続いて、9ページ、2歳入です。概要説明資料1ページをあわせてご覧ください。

款、国庫支出金。項、国庫補助金、目、民生費国庫補助金は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、生活保護システム改修に充当するものです。

続いて、目、衛生費国庫補助金。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金は、本年度より自己負担となったコロナワクチン接種に対する国庫補助金で、対象者1人当たり8,300円分が国からの補助金額となっています。

続いて、款、県支出金、項、県補助金、目、農林水産業費県補助金は、いずれも造林標準単価等改定に伴う増額です。

続いて、目、商工費県補助金は、国民スポーツ大会開催に向けた琴引スキー場施設整備に伴う補助金の増額です。

続いて、款、繰入金、項、基金繰入金、目、まちづくり基金繰入金は、価値ある飯南暮らし創生事業について、申請件数の増加に伴う繰入金の増額です。

款、項、繰越金、目、前年度繰越金は、今回の補正の財源とするものですが、決算見込みでは1億2,000万円余と見込んでおります。

続いて、款、諸収入、項、貸付金元利収入、目、農林水産業費貸付金元利収入は、園芸振興対策事業で貸付けを行うサツマイモ生産者協議会からの貸付金の返還による増額です。

続いて、10ページをお願いします。項、目、雑入は、宝くじ助成事業について、2団体の新規採択による増額です。

続いて、款、項、町債につきましては、5ページの地方債補正で説明しましたが、それぞれの事業に充当する起債になります。歳入につきましては以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） はい、番外。

続いて、歳出、11 ページをお願いします。概要説明資料 2 ページです。

款、項、目ともに議会費、一般職人件費、議会経常管理費ともに人事異動及び共済負担率等の変更によるものですが、これ以降、特別会計への繰出金も含めて全 61 事業のうち 44 事業が人件費に係る補正として、補正額として計上されています。

後ほど給与費明細書で一括説明を行いますので、説明を省略させていただきます。

○防災危機管理室長（田村 剛）

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般管理臨時管理費につきましては、刑法等の一部改正に伴い、必要な利益改正を行うための委託料の増額です。

電算等経常管理費につきましては、標準化システムのためのガバメントクラウド運用管理業務にかかる委託料の増額です。

電算等臨時管理費につきましては、同じく標準化システムのためのガバメントクラウド環境設定業務にかかる委託料の増額です。

続いて一つ飛ばしまして、目、財産管理費、その他町有財産臨時管理費につきましては、本庁舎下の駐車場にあります倉庫を庁舎横の公用車駐車場付近に移設するための工事費の増額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

続きまして、予算書 12 ページをご覧ください。

目、地域振興費。地域・人づくり事業につきましては、宝くじ助成事業の採択によりまして補助金が増額するものです。2 団体、東上自治会、北野下自治会のいずれも赤名地区の自治会によるものです。

価値ある飯南暮らし創生事業につきましては、補助金の申請件数、申請額の増額によるものです。当初の想定より上回る額がありまして、現在、4 自治区、志々、谷、野萱、小田真木の 4 自治区から申請があるものです。

飯南高校教育支援事業につきましては、地域みらい留学出展負担金の増額です。当初 1 回の予定でありましたが、県の事業も拡大したということで、1 回分増額するというものであります。

一つ飛ばしまして、目、自治振興費、自治集会所等建設費補助金につきましては、志々自治会の集会所の増築による補助金の増額によるものです。

○総務課長（永井 あけみ）

続きまして、目、基金費、まちづくり基金積立金は、歳入でも説明しました国民スポーツ大会開催に向けた琴引スキー場施設整備に伴う県補助金について、基金への積立てを行うものです。

○基幹支所長（長島 淳二）

続きまして、予算書 13 ページです。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉施設費。保健福祉センター臨時管理費につきましては、照明のLED化と改修工事費の増額に伴うものです。

○福祉事務所長（門脇 貴子）

続いて、予算書 14 ページをご覧ください。中段になります。

款、民生費、項、生活保護費、目、生活保護総務費につきましては、令和 6 年度標準額等の見直しに伴う生活保護システム改修のための増額です。

○保健福祉課長（安部 農）

続いて、予算書 15 ページをお願いします。概要書は 4 ページになります。

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業ですけど、ワクチン接種実施による増額です。町長の行政報告にもありましたが、対象者は 65 歳以上の高齢者及び 60 歳から 64 歳の特定疾患のある方で、1 人当たりの接種費用は 1 万 5,000 円程度となる見込みから、国の補助した残りの 7,000 円のうち 3,000 円を個人負担していただきまして、手技料相当額 4,000 円分を町での助成額としております。

○産業振興課長（深石 尚志）

続いて、款、農業水産業費、項、農業費、目、農業振興費。農業振興経常管理費は、頓原集落営農組織組合、組合組織連絡協議会と、赤来担い手連絡協議会が合併し、飯南町担い手協議会（仮称）設立による助成金の増額です。

園芸振興対策事業は、食品衛生法の改正による漬物製造業者への補助金、グループ 3 件分、個人 3 件分の増額及びさつまいも生産者協議会への貸付金の増額です。

続いて、16 ページをご覧ください。

項、林業費、目、林業振興費。合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業は、県の示す造林単価に改正があったことによる事業費の増額です。

目、造林費。町行造林事業補助は、町行造林地の間伐に伴う分収金支払いの増額及び県の示す造林単価の改正、施行面積の増加に伴う事業費の増額です。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

款、商工費、項、商工費、目、観光費につきましては、国民スポーツ大会施設整備事業補助金の増に伴う琴引スキー場ほか臨時管理費の財源変更です。

○総務課長（永井 あけみ）

続いて、19 ページ、給与費明細書をお願いします。

まず、1、特別職については、共済費負担率の変更による減額となっております。

続いて、20 ページから 2、一般職です。20 ページには、次の 21 ページの合計を総括として記載しておりますので、説明は 21 ページから行います。21 ページをご覧ください

い。

まず、ア、会計年度任用職員以外の職員についてです。再任用職員も含めた3月末の退職者3名に加え、病院事業会計への異動者1名で、4名減となりましたが、一般職4名の新規採用によりまして、職員数88名は、数の増減はありません。が給与費、それから共済費総額としましては退職等の影響から、合計で1,410万円余の減額となっております。

続いて、イの会計年度任用職員については、職員数変更ありませんが昇給に伴う報酬の増額、共済の負担率変更等によりまして、共済費が増額となっています。

続いて、22ページ、23ページは、給料手当の増減の明細、それから職員1人当たりの給与費の給与等の状況を記載しておりますので、あわせてご覧いただければと思います。議案第44号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ここで休憩をいたします。11時10分の再開といたします。

午前10時59分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

次に、議案第45号、令和6年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第45号について説明します。

令和6年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,034万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日 提出。飯南町長。

次、2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正です。はじめに歳入です。

款、繰越金。補正前の額に3万9,000円を追加し、5,190万円。

歳入合計。補正前の額に3万9,000円を追加し、6億2,034万9,000円。

次、3ページです。歳出です。

款、総務費。補正前の額に3万9,000円を追加し、1,503万8,000円。

歳出合計。補正前の額に3万9,000円を追加し、6億2,034万9,000円。

続きまして事項別明細書、はぐっていただいて、5ページ。

1. 総括。歳入の説明は省略いたしまして、6ページをお願いします。6ページの歳出ですが、補正額の財源内訳は、全て特定財源です。

7ページをお願いします。概要説明資料は6ページになります。

2. 歳入。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金は、共済負担率変更による職員給与等繰入金の増額です。

8ページをお願いします。3. 歳出。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費は、同じく共済負担率等変更による一般職人件費の増額です。

9ページ、10ページの給与費明細書は、一般会計に準じて作成しておりますので、ご確認ください。議案第45号の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第46号、令和6年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）及び、議案第47号、令和6年度飯南町病院事業会計補正予算（第1号）の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第46号について説明します。

令和6年度飯南町の介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、3,865万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月4日 提出。飯南町長。

2ページです。第1表 歳入歳出予算補正。款について読み上げます。

歳入。款、繰入金。補正前の額に11万円を追加し、1,091万円。

款、諸収入。補正前の額に42万9,000円を追加し、43万円。

歳入合計。補正前の額に 53 万 9,000 円を追加し、3,865 万 3,000 円。

3 ページです。

歳出。款、訪問看護事業費。補正前の額に 53 万 9,000 円を追加し、3,845 万 3,000 円。

歳出合計。補正前の額に 53 万 9,000 円を追加し、3,865 万 3,000 円。

4 ページから事項別明細書です。

5 ページの 1. 総括。歳入につきましては説明を省略し、6 ページ、歳出。歳出合計の補正額の財源内訳につきましては、すべてその他特定財源です。

7 ページです。2 歳入。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金につきましては、歳出の増により不足する額を一般会計から繰り入れるものです。

款、諸収入、項、雑入、目、雑入。これにつきましては歳出で説明しますオンライン資格確認、オンライン請求に係る補助金の補正となります。国県の補助金ではありませんので、こちらの諸収入として上げております。

次に 8 ページ、3 歳出です。

一般職人件費の減額と訪問看護経常管理費につきましては、マイナンバーカードによる健康保険証への対応、また、介護報酬の電送による請求対応となるオンライン資格確認、オンライン請求導入のための費用の補正となっております。

9 ページから給与費明細書をつけておりますが、一般会計に準じて作成しておりますのでご覧いただきたいと思っております。議案第 46 号については以上です。

続いて、議案第 47 号について説明します。

第 1 条 令和 6 年度飯南町病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第 1 款、病院事業費用。既決予定額から 535 万 6,000 円を減額し、11 億 9,234 万 5,000 円。第 1 項、医業費用。既決予定額から 535 万 6,000 円を減額し、11 億 8,197 万 8,000 円。

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第 1 款、資本的支出。既決予定額に 231 万円を追加し、2 億 1,188 万 9,000 円。第 1 項、建設改良費。既決予定額に 231 万円を追加し、7,873 万 6,000 円。

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 給与費。既決予定額から、604 万円を減額し、6 億 7,004 万 5,000 円。

令和 6 年 6 月 4 日 提出。飯南町長。

2 ページです。実施計画書になります。目について読み上げます。

1. 収益的支出。

目、給与費。既決予定額から 604 万円を減額し、6 億 7,004 万 5,000 円。

目、経費。既決予定額に 68 万 4,000 円を追加し、2 億 7,030 万 4,000 円。

2. 資本的支出。

目、有形固定資産購入費。既決予定額に 231 万円を追加し、6,904 万 5,000 円。

3 ページから明細書です。

1. 収益的支出。

目、給与費。経費につきましては、異動に伴う人件費の補正になります。

次のページ、4 ページ。2. 資本的支出。

目、有形固定資産購入費。眼科の治療に使用する機器の故障による修繕費の補正です。

5 ページからキャッシュフロー計算書、給付明細書等の附属の資料をつけておりますが、こちらについてはご覧いただければと思います。議案第 47 号については以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 48 号、令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第 48 号について説明します。

第 1 条 令和 6 年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第 1 款、簡易水道事業費用。既決予定額から 118 万 4,000 円を減額し、2 億 5,534 万 6,000 円。第 1 項、営業費用。既決予定額から 118 万 4,000 円を減額し、2 億 3,983 万 2,000 円。

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,948 万 6,000 円は、過年度損益勘定留保資金 1,948 万 6,000 円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第 1 款、資本的収入。既決予定額から 118 万 4,000 円を減額し、1 億 3,394 万 1,000 円。

第 5 項、一般会計出資金。既決予定額から 118 万 4,000 円を減額し、9,774 万 1,000 円。

次のページに移りまして、第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 総係費。既決予定額から 118 万 4,000 円を減額し、1,792 万 4,000 円。

第 5 条 予算第 9 条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を 3,927 万 3,000 円に改める。

令和6年6月4日 提出。飯南町長。

次に3ページ、実施計画書です。目について説明します。

1. 収益的支出。支出。目、総係費。既決予定額から118万4,000円を減額し、1,792万4,000円。

2. 資本的収入。収入。目、一般会計出資金。既決予定額から、118万4,000円を減額し、9,774万1,000円。

次に4ページ、明細書です。説明資料は10ページです。

1. 収益的支出。支出につきましては、人事異動によります総係費の人件費の減額補正です。

続いて5ページ、2. 資本的収入です。説明資料は11ページです。

収入につきましても、人事異動による総係費の減に伴います一般会計からの出資金の減額です。

続いて、6ページ以降、予定キャッシュフロー計算書等附属説明資料につきましては、ご覧いただきたいと思っております。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、すべての提案理由の説明を終わります。

日程第8 質疑

○議長（早樋 徹雄） 日程第8、これより質疑を行います。

はじめに、報告第4号、議会の委任による専決処分についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

専決第4号について少しお尋ねしますが、これは除雪車がバックするときに後方確認をしながら下がった後、転落したということですが、そもそも除雪作業にあたる、これは除雪車、ドーザーあたってですが、何名をもって除雪にあたるということになっておるか、説明をお願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

5番議員の質問にお答えいたします。現在、除雪につきましては、1名体制で行って

おります。

○5番（高橋 英次） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員。

○5番（高橋 英次） はい。

私も現場確認しましたが、かなり狭いところで、上り勾配もあったせい、バックで下がるということで転落したと思いますが、補助員がいれば誘導確認等安全にできたのではないかと思います、その点、改善されるような案はございませんでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 5番、高橋議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

5番議員の質問にお答えいたします。これまでの間、1名体制で行っております。現在のオペレーターについての確保が非常に厳しい中、さらにその補助員というところが現状、厳しい面がございます。

こうした事故防止のためにですね、冬季間の前に委託をいたしますオペレーター業者の皆様には、除雪路線、そちらの路線のほうを回っていただいてですね、そういう危険箇所、そういったところを、毎年様子も変わったりしますので、そうしたところを事前にですね、確認をいただくことによりまして、こうした事故を防いでまいりたいと基本的に思っているところでございます。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員。

○9番（平石 玲児） はい。9番。

今の関連ですけれども、安全対策を講じるというお話でございました。そのほかには特には考えて、特に今の新しく免許を取られたりして、除雪作業に参加される人については経験も少ないというところで、やはり1名体制というのでは難しいかと思えます。そのほかの安全対策というのは何か考えておられますでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 9番、平石議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

9番議員のご質問にお答えいたします。新たなオペレーターの方にはですね、新たにお願ひする際にはですね、前任、経験のある方に助手席に乗っていただいて、そのルート

をしていただいた方に、その路線の注意点、こうした場合の操作の仕方、そうしたことをですね、レクチャーいただくような体制をとってですね、スムーズにオペレーターの更新ができるように考えて実施をしてきているところでございます。

言うまでもなく安全そうした事故が起きないためにはですね、先ほど、5番議員からもあったように、助手席にもう1人乗っていただけるのが最良だとは思っておりますが、なかなか本当にオペレーターの確保というところを苦慮してしまして、そうしたところはなかなか、難しいところありますが、先ほども言ったように、事前の路線確認、そうしたところ、徹底するとともにですね、再度、そのシーズン前で、除雪会議もありますが、オペレーターの統一的なところで、いま一度安全確保のためにこういった点を注意するかといったところをですね、都度、啓発も努めながら、事故の起きないような除雪実施を心がけていきたいと思っております。

○議長（早樋 徹雄） 他にありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

事故の発生が1月24日、この示談の成立が4月の8日、ちょっとかなり時間が立ち過ぎだと思えますよ。私、この箇所よく通るところで、通るたびに壁が壊れたのは見ておりました。まだ直ってない。まだ直ってないということですずっと経過をしたんですけども、この除雪車を引上げたのはいつですかね。

それから、外壁を修繕されるまでの時間、それはどれぐらいかかりました。

いうのはですね、家屋の外壁を壊しておるということで、天候によってはですね、雨などの吹き込み等で、さらに痛みが大きくなる可能性があると思えますよ。

そういう意味で、除雪車があそこにある間は、なかなか修繕は難しいと思いますけれども、除雪車が撤去した。直ちに修繕を行ってですね。家屋の傷みを防ぐということが重要と私考えておまして、そこらへんの時系列を説明してください。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

2番議員のご質問にお答えいたします。このたびのこの事故につきましては、1月24日に事故が発生いたしまして、その後、事故車両の引揚げについては、ちょっと日にちのほうちょっと忘れてしまいましたが、かなり期間があいて引上げとなっております。引上げた後に、壁の修繕については、相手方のお宅から業者のほうへ委託をいただいて

直していただくということで、修繕については、そういう形で取り、相手方の取引のある建築業者さんへ委託をいただいて直していただくということでありまして、その委託先のご都合で、その修繕については遅くなってしまったというところで、3月末から4月の頭のところで修復がなされたということで、その後、保険会社とその業者とのやりとりで支払いが完了しまして、示談成立日が4月8日ということになっております。

今後、このような事故発生した場合には、早期に引上げを行うとともに、早急に相手方の修繕、復旧に努めてまいりたいと思っております。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

今日、報告なので、時間たってからでもいいですから、正確にそこら辺を教えてくださいたいと思います。

それでね、事故があるのは仕方がないと思うんですよ。ただ、事故があったときに相手方に被害を与えた。その被害は、それ以上広げないということが大前提にあると思うんですよ。

そういう意味で、被害者の方のほうから、建築会社のほうへお願いをされて、それで修繕を受けたということなんですけれども、その間、修繕までに何もしてなかったんですよ。壊れたまんま。少なくともね、事故があった。そのすぐに何かでかこうとか、それ以上被害が進まない形をとる必要があったと思うんですけれども、そこら辺はどうなんですか。2か月間も放置しといたら。ですからそういうことがないように今後やってもらわなきゃいけません、そこら辺どうなんですかね。

○議長（早樋 徹雄） 答弁を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

2番議員のご質問にお答えします。先ほどの時系列での経過につきましては、た整理をしてですね、常任委員会の中でお答えをさせていただければと思います。

それと、もう1点、損傷した部分の応急処置というところ、ご指摘ももっともだと思っております。そうした点、いたらなかった点があると私も反省しておるところでございます。そうしたことにも配慮しながらですね、今後の事故対応を行ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。

私のほうから、執行部のほうへお願いしますが、本会議での質疑ですので、委員会で報告ということでは終わりませんので、調べて、午後、定例会は続くと思っておりますので、

できるだけそこで報告をしていただきたいというふうに思います。それでよろしいですか。他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第5号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第6号、令和5年度飯南町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第7号、令和5年度飯南町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第8号、令和5年度飯南町簡易水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、報告第9号、令和5年度飯南町下水道事業会計繰越計算書の報告についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（飯南町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度飯南町一般会計補正予算（第10号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第42号、飯南町生活改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第43号、財産（消防軽積載車）の取得についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで休憩をいたします。本会議の再開は13時といたします。

午前 11時43分休憩

.....
午後 1時00分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

午前中に引き続き、質疑を行います。まず、最初に、午前中の質疑で、報告第4号、議会の委任による専決処分の報告についての質疑で、建設課長から発言を求められていますので、最初にこれを許します。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。

議長のお許しをいただきましたので、午前中の報告第4号の質疑の中で、2番議員より、事故後の経過について詳しく報告をとのご質問いただきました。それについて回答をさせていただきます。

まず、令和6年の1月24日に、この事故、発生をいたしました。その事故当日に、後藤建設のほうへ引上げのほうを当日に依頼を行いました。クレーン業者に委託してク

レーンによる引上げが妥当であるということで、その後クレーン業者の段取りを待つて引き上げることとしていたためにですね、長らく脱落した状態で放置となっていたところであります。

クレーン業者のほう待っていれば、さらに長引くということで、2月8日の日に、熟年オペレーターの方々2人の協力をいただきまして、2月8日に機械の引上げを行っております。

相手方に対しましては、引上げ後の修繕については、相手方のほうから取引のある業者のほうへ修繕をお願いしますということで、2月8日時点では再度、相手方のほうに依頼をいたしました。

その後、相手方の業者のご都合もありましたが、3月に入られてから修繕を行われまして、業者のほうから3月25日に完了後の、完了したということで、請求書が提出をされまして、町が委託しております保険会社ですけれども、一般財団法人全国自治協会のほうへ請求のほうを送らせていただいて、全国自治協会のほうで支払いが完了した後に示談書の手続に入りまして、4月8日の日に相手方と正式に押印を交わしまして、4月8日に示談が成立したということで、このたびの定例会で報告をさせていただいたという経緯でございます。以上です。

○議長（早樋 徹雄） ただいま、報告がありました。よろしいですか。

それでは引き続き質疑を行いたいと思います。

議案第44号、令和6年度飯南町一般会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。最初に、歳入について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。続いて歳出について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第45号、令和6年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号、令和6年度飯南町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号、令和6年度飯南町病院事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員。

○8番（安部 丘） はい。8番。

3条の歳出でですね、退職手当負担率変更による増とあるんですけども、負担をどこどこで負担をするような形になってて、どのような負担理由で負担率が変更になったのかというのを教えていただければと思います。

○議長（早樋 徹雄） 8番、安部丘議員の質疑に対する答弁を求めます。

暫時休憩します。

午後1時07分休憩

午後1時08分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

議案第47号についてほかに質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） 2番。

歳出予算の中に、機械及び備品購入費ということで、231万円の計上があります。内容は、眼科機器故障による修繕という説明がありますが、ちょっとこないだ説明を受けた際に、レーザービームを使う機械ということで、照射が3色あると。そのうちの1色が壊れたということで、それを交換するという事だったんですけども、それが230万かかるわけですね。

それで、平成26年の購入ですか。10年経過してます。レーザービーム3眼ということで、10年目で1個壊れたわけですね。あと2眼あるわけです。

そうすると、これがいつ壊れるかは不明なわけです。10年たてばですね、それはもう一応機械としての寿命じゃないかという判断ができなかったかなということで、私としては、自分の意見ですけども、この際、新品とですね入替えをしてやったほうがいいじ

やないかと。もし仮に後2眼壊れれば、また、幾ら500万近くのお金が要るわけですね。新品にしてしまえば、また10年ぐらいは心配しないで使えるということですが、そこらへんを判断された理由をちょっと述べてください。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員の質疑に対する答弁を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。

2番議員からご質問いただきました。修繕ではなくて、新しいものに更新してはということだったと思いますけども、まず病院の医療機器、様々なものがありますけども、更新にあたっては、一つは、故障すれば直ちに診療に影響する、全診療科に影響するような機器につきましては、これは耐用年数であったり、購入からの経過期間を見て、故障がなくとも更新をすとか、そういった医療機器、例えばCTとかですね、検体検査機器あるわけですけども、それとは別に、例えば故障がしても、故障、修理まで期間があいても、そこまで診療に支障がないようなものとか、代替のある機械であれば、そのときの判断によって更新するのか、補修して直すのかというような対応をとっていくわけですが、今回のレーザー治療機器、さっき3つのレーザーがあって、一つがっていう話があったんですけども、網膜の治療をするレーザー機器なんですけども、使用頻度の高い赤色のレーザーが今回、出力が下がっているということがありまして、その赤色のレーザーの入替えをするというような、今回修理になるわけですけども、まずもって治療に当たっての安全性とかですね、その効果があるような治療ができるかっていうところは、これは毎年の保守点検によって、そういうきちっと機械が動くかどうか点検しとるわけですけども、今回その中でそれが見つかって、業者に聞くと、それ赤色のレーザー変えることによって、これまでと同じような治療ができるということでしたので、まずその修理の方法があったんですけども、おっしゃられるように、今回も更新ができないかというような検討は行いましたが、まずそこで一つ当時購入した金額よりもですね、同じ機種にしたら2倍以上の今金額が上がっているということがあって、同じことができる他のメーカーのものを探しても、1.5倍以上の金額になっていることで、購入になると多額の費用がかかってくるということで、その辺については、一昨年、策定した強化プランですか、そういった財政の状況とか見まして、あとは起債の償還とかですね、減価償却費その辺を見ますと、今回は、経済的な面と、あと、これは、担当の医師にも相談いたしましたけども、メーカーも修理ができるっていうことでしたので、修理の方向でということで、今回、このような補正を上げたわけですけども、おっしゃられるように、機械ですので、もしかしたら修理をしても、半年後に壊れたとか、また1年後に壊れたとかあると思うんですけども、今、こちらとして思ってるのは、今回は、更新をし

なきやいけないなというふうに思っております、現在のこの修理で1年ないし2年、稼働してくれればというふうな思いで、今回は修繕の補正を上げておるところです。

とは言ってもいつ壊れるかわからないんですけども、その辺につきましては、先ほどの修理の方針に従ってですね、病院の経営全体で考えて、思いどおりの期間が使えなかったものがあったらほかの機器でですね、思った以上に使えるっていうようなところでプラスマイナスが出てくると思いますんで、その辺は病院全体の経営の中で考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

○2番（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤議員。

○2番（伊藤 好晴） はい。

説明がありましたけども、なかなかね納得できる中身じゃないんです。

やっぱり私がいうような方向がいいと思っておりますが、いずれにしてもこの予算案は常任委員会付託されると思いますんでね、常任委員会で詳しい審議をしていただいて、結論を得ていただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（早樋 徹雄） 答弁はいりませんね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第48号、令和6年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、ここで休憩をして、先ほどの8番議員の質疑の調べますので、少し休憩をいたします。

午後1時17分休憩

午後1時31分再開

○議長（早樋 徹雄） それでは、本会議を再開します。

先ほどの質疑の中で議案第47号についての質疑がございましたが、これについて総務課長から答弁を求めます。

○総務課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井総務課長。

○総務課長（永井 あけみ） はい、番外。

先ほど、8番議員からのご質問で退職手当の負担率の変更がどのように変更したかというご質問だったかと思いますが、すいません退職手当については、一般納付金と特別負担金がございますが、ちょっと特別負担金についてちょっと率の変更を記載した資料がちょっと手元にございませんで、正しいものを確認してから後日回答させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（早樋 徹雄） それでは、以上で質疑を終わります。

日程第9 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第9、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、承認第1号、議案第42号、議案第43号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、以上6議案。

教育経済常任委員会は、議案第48号、以上1議案。

予算特別委員会は、承認第2号、議案第44号、以上2議案。

以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。以上で、委員会付託を終わります。

お諮りいたします。

以上で本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって散会いたします。

なお、5日と6日は休会とし、本会議の再開は7日午前9時といたします。

なお、一般質問される方は、本日午後5時までに通告書の提出をお願いをいたします。
一般質問されない方はその旨、ご報告をお願いいたします。

大変ご苦勞さんでございました。

午後1時34分 散会
